第9 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm から 0. 06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光 度法又はオゾンを用いる化学発 光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下 であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均 値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方 法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方 法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を 有する量が得られる光散乱法、 圧電天びん法若しくはベータ線 吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、 紫外線吸収法又はエチレンを用 いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m³ 以下であり、 かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³ 以下で あること。	濾過捕集による質量濃度測定 方法又はこの方法によって測 定された質量濃度と等価な値 が得られると認められる自動 測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\,\mu$ mの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下 であること。	キャニスター若しくは捕集管に
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³以下 であること。	キャースター右しくは捕集官に より採取した試料をガスクロマ トグラフ質量分析計により測定
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下 であること。	トクラフ員重が削削により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m³以下 であること。	Iエ肥を有すると読められるガス

 $1 \text{ m g} = 1000 分の 1 g = 1000 \mu g$

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2 (規格38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg∕L 以下	規格65.2(65.2.2及び65.2.7を除く)(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg∕L以下	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境省告示第59号)(以下において「告示」という。)の付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg∕L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、2-ジクロロエタン	0.004mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg∕L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3-ジクロロプロペン	0.002mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg∕L以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg∕L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜 硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1 (規格34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試験溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格34.1.1c) (注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4-ジオキサン	0.05mg∕L以下	付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の付表をいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア河川

(ア) 河川(湖沼を除く。)

項目										基		準			値					
	利 適	用	目応		的	の 性	水 イ オ 濃 (p H	ン	生的要(物 化 酸 求 B O D	学素量)	浮 物 質 (S	遊 量 S)	溶酸(素 D O	存量)	大腸	菌	数	該当水域
АА		1 級、 A 以下(6.5以上 8.5以下			1mg/L 以下		25mg. 以了			7.5mg/L 以上		20 CF 100	U/ mL以	下	
А		2 級、 B以下(6.5以上 8.5以下			2mg/L 以下		25mg. 以了		7.	5mg/L以	上	300 (100	FU/ mL以	下	
		〔 3 級 C以下(2 級 もの	6.5以上 8.5以下			3mg/L 以下		25mg. 以「			5mg/L 以上		1, 000 100	CFU, mL以		別に国又 は都道府 県知事が 水域類型
С	水 産 及び	3 級、 D以下(エ の 欄	業 用 に掲	l 水 げる	1 級 もの	6.5以上 8.5以下			5mg/L 以下		50mg. 以7			5mg/L 以上		,	_		でとに指定する水域
D	エ 業 及 び	用 水 2 E の 相	2級	、農掲け	業。	用 水 も の	6.0以上 8.5以下			8mg/L 以下		100mg 以7			2mg/L 以上			-		
E	工環	業境	Ħ	水保	3	級全	6.0以上 8.5以下			10mg/L 以下		ごみ等の浮 められない			2mg/L 以上			_)
111 -11		測定	方	法			規格12.1に定め 方法又はガラス 極を用いる水質 を監視測とに は が が が が が が が が が が が の が が が の が と れ が り に れ が り に れ が り れ と れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	電自に度	規構方法	格21に定め 去	る	付表9にな 方法	≧める	法しサ動よの	\$32に定める? はにに は は は に は に は に は れ い る ま で れ り に は れ と に は れ に は れ に は れ に は れ に は れ に は れ に は れ に は れ れ に れ と に れ に れ と に れ に れ れ ま れ ま れ ま れ ま れ ま り れ ま り る り た う よ ろ ち ろ よ ろ ち ろ ち ろ ち ろ た ろ ち ろ ち ろ ち ろ ち ろ ち ろ ち	若ン自こ度	付表10I 方法	こ定め	58	

備考

- 5 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

- 4 小垣 | 歌どが用口的としているとが、これなるのにといった。 とする。 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(ColonyFormingUnit)/100mLとし、大腸菌数を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(注)

2 級: 蒸泉注入等による高度の浄水操作を行うもの
3 級: 特殊の浄水操作を行うもの
5 環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

b

項目	水生生物の生息状況の適応性		基準	值	該当水域
類型			ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当小城
	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	別に国又 は都道府 県知事が 水域類型
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	が でとに指 定する水 域
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/L 以下	0. 04mg/L 以下	
	測 定 方 法	規格53に定める 方法	付表11に掲げる 方法	付表12に掲げる方法	

備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

湖沼 (天然湖沼及び貯水量1、000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖) (1)

Á 素ン度 素浮量物 溶酸 利 用 目 の 酸 游 的 化. 学 的 該当水域 忐 性 腸 菌 類型 求 O D С) S S D n 水道1級、水産1級、自然環境 保全及びA以下の欄に掲げるもの 6 5 t l F 20 CFU 1mg/l 1mg/l 7 5mg/L ΑА 以下 以上 100mL以下 8.5以下 以下 別に国又 は都道府県知事が 300 CFU/ 水道2、3級、水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの 6 5 LJ F 3mg/L 5mg/L Α 7.5mg/L以上 100mL以下 水域類型 水産3級、 工業用水1級 6.5以上 5mg/L 15mg/L 5mg/L ごとに指定する水 В 小 産 3 椒 、 工 耒 用 小 T 椒 、 農業用水及びCの欄に掲げるもの 8 5以下 用 域 業 水 I 6.0以上 8mg/L ごみ等の浮遊が認 められないこと。 2mg/L С 8 5以下 規格32に定める方 押抜10 1に守める 税付32に足める方法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質自 動監視測定装置に 規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に 規格17に定める 付表9に掲げる 付表10に掲げる 測 定 方 法 方法 方法 方法 よりこれと同程度の計測結果の得ら よりこれと同程度の計測結果の得ら れる方法 れる方法

備考

- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100mL以下 とする。
- 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100mL 以下とする。

(注)

- 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
- 水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 2
- "2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 3 # 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級: 蒸品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5環 境 保 全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

h

項目	利用目的の適応性	基準	該当水域	
類型	利用日的の適心は	全窒素	全燐	該当小城
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に国又
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、 水 浴 及 び Ⅲ 以 下 の 欄 に 掲 げ る も の	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	は都道府 県知事が
Ш	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0. 4mg/L以下	0.03mg/L以下	〉水域類型
IV	水 産 2 種 及 び V の 欄 に 掲 げ る も の	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	定する水
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	域
	測定方法	規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格 45の備考3を除く。) に定める方法	規格46.3(規格46の備考9を除く。) に定める方法	

備考

- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄

 - 水操作を行うものをいう。) : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水 産 1 種 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 種 : コイ、フナ等の水産生物用 種 : コイ、フナ等の水産生物用 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 4環境保

С

項目			基準値						
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	該当水域				
	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0. 001mg/L 以下	0.03mg/L 以下					
生物	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	別に国又 は都道府 県知事が 水域類型				
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	が でとに指 定する水 域				
生物 特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0. 002mg/L 以下	0. 04mg/L 以下					
	測 定 方 法	規格53に定める 方法	付表11に掲げる 方法	付表12に掲げる方法					

d

項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
類型	水生生物が生息・再生度9 る場の 適応性	底層溶存酸素量	該ヨ小墺
生物	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又 は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する 水域	4. Omg/L以上	別に国又は都道府
生物	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	県知事が 水域類型 ごとに指
工物	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水 域又は無生物域を解消する水域	2. Omg/L以上	定する水域
	測 定 方 法	規格32に定める方法又は付表13 に掲げる方法	

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

(ウ) 海域

а

\ 項											基		4	Ė		値		
類型	利適	用	目応		的	0)		素ン度)	化等(()	求	酸 D	素量)	溶 酸 ;	素 O	存量)	大 腸 菌 数	n - へ キ サ ン 抽 出 物 質 (油 分 等)	該当水域
Α	水 産 及 て	€1級、; 『B以下	水浴、 での欄	自然 に掲	環境保げるも	全の	7.8以上 8.3以下			2mg/ 以下				ng/L L上		300 CFU/ 100mL以下	検出されな いこと。	別に国又 は都道府
В	水 及 (産 2 糸 ゾ C の	吸 、 欄に	エ 掲 け	業 用 『るも	水の	7.8以上 8.3以下			3mg/ 以下				g/L l上		1	検出されな いこと。	県知事が 水域類型 ごとに指
С	環	垣	į	保		全	7.0以上 8.3以下			8mg/ 以下				g/L l上		1	1	定する水域
# #		測	定方法	3			規格12.1に定さ 方法又はガラン 極を開いる水! 動貼り測定と問 よの計測に結果の行 れる方法	ス電 質自 置度		し、E 水及び ノリ教 おける	類型 水産 殖の 測定	法の2級利方)	規法しサ動よのれ はは用視れ はは用視し が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	漢電極 学式セニ る水質 定装置に と同程	若ン自こ度		告示の付表14に 掲げる方法	

備考

- 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数200FU/100mL以下とする。

- 3 COD $(0_2 mg/L) = 0.08 \times (b) (a) \times f Na_2 S_2 O_3 \times 1000 / 50$
 - (a):チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL) (b):蒸留水について行った空試験値 (mL) f Na₂S₂O₃:チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

(注)

b

項目	利用目的の適応性	基準	值	該当水域	
類型	が用目的の適心注	全燐	該ヨ小坻		
	自 然 環 境 保 全 及 び Ⅱ 以 下 の 欄 に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg∕L以下	0.02mg/L以下	別に国又	
	水 産 1 種 、 水 浴 、 及 び Ⅲ 以 下 の 欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	は都道府 県知事が 水域類型	
Ш	水産2種、及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	U. bmg/L以下	0.05mg/L以下	ごとに指 定する水	
IV	水 産 3 種 工 業 用 水 生 物 生 息 環 境 保 全	1mg/L以下	0.09mg∕L以下	域	
/# ±v	測定方法	規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法		

備考 1 2

基準値は、年間平均値とする。 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

С

項目			基準	植	該当水域
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	別に国又 は都道府 県知事が 水域類型
	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	でとに指定する水域
	測 定 方 法	規格53に定める 方法	付表11に掲げる 方法	付表12に掲げる方法	

d

項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
類型	小生生物か生息・再生性 9	底層溶存酸素量	該当小域
土物	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又 は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する 水域	4. Omg/L以上	別に国又は都道府
生物	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3. Omg/L以上	県知事が 水域類型 ごとに指 定する水
工物	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、 再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水 域又は無生物域を解消する水域	2. Omg/L以上	域
	測 定 方 法	規格32に定める方法又は付表13 に掲げる方法	

- 。 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2 (規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2に 定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に 定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基 準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格65.2(65.2.2及び65.2.7を除く)(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65、の備考11の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg∕L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg∕L以下	付表に掲げる方法
1、2-ジクロロエタン	0.004mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3-ジクロロプロペン	0.002mg∕L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める 方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg∕L 以下	別格34.1 (規格34の備考1を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試験溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、日本産業規格(0170-6の602 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格34.1.1c) (注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。) に定める方法、低懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
供		I

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 1、2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の付表をいう。

5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の	基	準値	該 当 地 域
類型	昼 間	夜 間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第16条第2項の規定に基づき
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都道府県知事が地域の区分ごとに指定す
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下	る地域

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 - 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地域の区分	地域の区分		
	昼間	夜 間	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地域の区分	基準値	
地域の区別	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う 道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。
- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路交通法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に規定する自動車専用道路をいう。
 - 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
П	62 デシベル以下

⁽注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
П	75 デシベル以下

⁽注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測 定 方 法
大 気	0. 6pg-TEQ∕m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に 取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分 解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方 法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ∕g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備老

- 1 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g以上の場合には、 必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、 農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg未満 であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) の55.2、55.3 又は55.4 に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法 (規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。) 又は昭和 46年12月環境庁告示第59号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表 1 に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2 (規格65.2.7を除く。) に定める方法 (ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農 用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 1mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0. 01mg以下であること。	日本産業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0. 01mg以下であること。	日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1 (規格34の備考 1 を除く。) 若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液 1Lにつき 1 mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
供去		

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が 地下水面から離れており、かつ、原状において当該 地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1 Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.00mg、0.03mg、0.05mg、0.03mg、0
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。